

(別紙3)

免除可能科目

1 指定障害者支援施設等の介護職員として介護業務に従事した者

(1) 指定障害者支援施設、指定障害児入所施設等の介護職員等

「実務経験」とは、週1日(3時間)以上の継続した介護業務に係る勤務経験をいうものとする。

課程	免除条件	区分	免除可能科目
障害者居宅介護従業者 基礎研修課程	現に指定障害者支援施設※1、指定障害児入所施設※2、指定児童発達支援センター※3、指定医療型児童発達支援センターで介護業務に従事している者又は受講前3年以内に指定障害者支援施設、指定障害児入所施設、指定児童発達支援センター、指定医療型児童発達支援センターで介護業務に従事していた者のうち、6箇月以上の実務経験を有する者。	演習	介護技術入門

※1 指定障害者支援施設には、旧法の身体障害者療護施設、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設を含む。

※2 指定障害児入所施設には、旧法の指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児療護施設、指定知的障害児施設重度棟、指定重症心身障害児施設を含む。

※3 指定児童発達支援センターには旧法の指定肢体不自由児通園施設、指定知的障害児通園施設を含む。

(2) 指定生活介護事業所、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所の介護職員等

「実務経験」とは、週1日(3時間)以上の継続した介護業務に係る勤務経験をいうものとする。

課程	免除条件	区分	免除可能科目
障害者居宅介護従業者 基礎研修課程	現に指定生活介護事業所、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所で介護業務に従事している者又は受講前3年以内に指定生活介護事業所、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所で介護業務に従事していた者のうち、6箇月以上の実務経験を有する者。	演習	介護技術入門
		実習	指定生活介護を行う事業所等サービス提供現場見学(指定生活介護現場見学限る。)

※ 指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所には平成24年3月31日をもって廃止された指定児童デイサービスを含む。

2 北海道介護職員初任者研修修了者が居宅介護職員初任者研修課程を受講する場合

- (1) 多様なサービスの理解
- (2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解
- (3) 人権と尊厳を支える介護
- (4) 自立に向けた介護
- (5) 介護職の役割、専門性と多職種との連携
- (6) 介護職の職業倫理
- (7) 介護における安全の確保とリスクマネジメント
- (8) 介護職の安全
- (9) 障害者福祉制度
- (10) 医療との連携とリハビリテーション

- (11) 介護保険制度およびその他の制度
 - (12) 介護におけるコミュニケーション
 - (13) 介護におけるチームのコミュニケーション
 - (14) 認知症を取り巻く環境
 - (15) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理
 - (16) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活
 - (17) 家族への支援
 - (18) 老化に伴うこころとからだの変化と日常
 - (19) 高齢者と健康
 - (20) 基本知識の学習
 - (21) 生活支援技術の講義・演習
 - (22) 生活支援技術演習
 - (23) 振り返り
 - (24) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修
- 3 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (1) 障害総合支援制度とサービス
 - 4 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者が障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (1) 障害総合支援制度とサービス
 - 5 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (1) 障害総合支援制度とサービス
 - 6 行動援護従業者養成研修課程修了者が障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (1) 障害総合支援制度とサービス
 - 7 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (1) 障害者自立支援制度とサービス
 - (2) 居宅介護概論
 - 8 知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (1) 障害者総合支援制度とサービス
 - (2) 居宅介護概論
 - 9 日常生活支援従業者養成研修課程修了者が障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (1) 障害者総合支援制度とサービス
 - 10 介護福祉士、実務者研修、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、旧 1、2 級課程及び 3 級課程（「北海道介護員養成研修実施要綱」（平成 12 年 4 月 20 日地福第 112 号北海道保健福祉部長通知）（以下「旧介護員研修」という。）の各課程及び「ホームヘルパー研修会実施要綱」（平成 8 年 3 月 12 日高福第 790 号生活福祉部長通知）（以下「旧ヘルパー研修」）の各課程を含む。）修了者又は修了予定者並びに看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者が重度訪問介護従業者養成研修基礎課程または重度訪問介護従業者養成研修統合課程を受講する場合

- (1) 障害者総合支援制度とサービス
 - (2) 介護概論
 - (3) 居宅介護従業者の職業倫理
- 11 居宅介護職員初任者研修課程及び旧 2 級課程（旧介護員研修の 2 級課程及び旧ヘルパー研修の 2 級課程を含む。）修了者が重度訪問介護従業者養成研修追加課程を受講する場合
- (1) 医学の基礎知識 I
 - (2) 在宅看護の基礎知識 I
- 12 基本研修修了者、平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者及び「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成 23 年 11 月 11 日障発 1111 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく研修の修了者が重度訪問介護従業者養成研修統合課程を受講する場合
- (1) 障害者総合支援制度とサービス
 - (2) 居宅介護従業者の職業倫理
 - (3) 喀痰吸引の手順と緊急時の対応等
 - (4) 経管栄養の手順と緊急時の対応
 - (5) 喀痰吸引等に関する演習
- 13 介護福祉士、実務者研修、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、旧 1、2 級課程及び旧 3 級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者並びに看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合
- (1) 視覚障がい者（児）の福祉サービス
 - (2) 障害・疾病の理解①
 - (3) 障がい者（児）の心理①
- 14 介護福祉士、実務者研修、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、旧 1、2 級課程及び旧 3 級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者並びに看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者が全身性障害者移動介護従業者養成研修課程を受講する場合
- (1) 障害者総合支援制度とサービス
 - (2) 居宅介護概論
 - (3) 居宅介護従業者の職業倫理
 - (4) 障がい者（児）の心理
- 15 平成 23 年 10 月 1 日以降に北海道において開催された視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合
- (1) 視覚障がい者（児）の福祉サービス
 - (2) 同行援護の制度と従業者の業務
 - (3) 障害・疾病の理解①
 - (4) 障がい者（児）の心理①
 - (5) 同行援護の基礎知識
 - (6) 基本技能
 - (7) 応用技能
- 16 現に講師を務める者（所属事業所において、講師を務める課程を受講する場合に限る。）が講師を務める課程において、現に担当している科目